

○荏田町地域公共交通会議設置規程

平成19年3月28日

告示第16号

(目的)

第1条 荏田町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を福岡県京都郡荏田町富久町1丁目19番地1に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 路線の休止又は廃止に関する事項
- (3) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 交通会議は、乗合旅客輸送の運賃及び料金に関する事項について協議するため、法第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議分科会を置く。

(組織)

第4条 交通会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の構成員)

第5条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (6) 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 鉄道事業者
- (9) 道路管理者、福岡県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、町において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

(オブザーバー委員)

第6条 交通会議のオブザーバー委員は、交通会議が必要と認める者とし、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議に会長及び副会長各1名をおき、委員の互選により定める。

- 2 会長は、交通会議の運営に必要であると認める場合は、監事1人を置くことができる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長に事故がある場合には、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、交通会議の会計監査を行い、結果を会長に報告するものとする。
- 6 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 7 交通会議の議決方法は、原則全会一致とするが、それに抛りがたいときは多数決とする。

- 8 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 9 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 10 会議の開催は、会長が必要に応じ招集する。

(書面による決議)

第8条 会長は、次に事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 交通会議に提案され、協議・調整を行ったもののうち軽微な計画の変更に関する事項
- (2) 至急の決議が必要であり、交通会議を開催する余裕がないとき。
- (3) 災害や感染症拡大等の緊急事態によるとき。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議における協議が調った事項に係る軽微な変更事項)

第10条 交通会議は、次に掲げる変更事項については、軽微なものと認め、当該変更に伴う協議については、書面による協議を行うことができる。

- (1) 運行時刻、便数の変更等に関する事項
- (2) 迂回、延長等の軽微な路線変更に関する事項
- (3) 事前に交通会議において決議の了承を受けている事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、至急の決議が必要と認める事項

2 会長は、前項の規定により決議を行ったときは、次の交通会議でその結果を報告しなければならない。

(運賃協議分科会)

第11条 運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 当該運賃及び料金を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事

業者

(3) 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者

(4) 町長が住民の意見を代表する者として指名する者

2 運賃協議分科会に分科会長を置き、町長又はその指名する者をこれにあてる。

3 運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、分科会長が定め、必要に応じて会議を招集する。

(事務局)

第12条 交通会議の業務を処理するため、交通商工課内に事務局を置く。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか交通会議の運営に関し必要な事項は、交通会議において定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月25日告示第15号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月21日告示第48号)

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日告示第6号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月27日告示第1号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。